

# 刑事裁判を支える人的・社会的基盤

—— 裁判員制度の運用から見えてくる課題

堀江慎司

## 1 企画の背景

令和元年（2019年）5月に裁判員制度の施行から10年が経過し、最高裁判所から10年の総括報告書が公刊された<sup>1)</sup>ほか、各種の媒体においても10年を振り返る特集が組まれるなどした。それらでは概して、10年間の裁判員制度の運用は一般的には順調に行われており、制度は一定の定着を見た評価されているように思われるが、同時に、なお残された課題や新たな課題も種々指摘されている。また、平成27年（2015年）の裁判員法改正の附則に基づく、改正施行後3年での施行状況等の検討が、法務省の検討会<sup>2)</sup>において行われ、そこでも、「裁判員制度は、改正法により設けられた制度も含め、おおむね順調に運用されていると評価できる」とされている<sup>3)</sup>ものの、検討項目のいくつかについては、今後の課題や改善の余地も指摘されている。

こうした裁判員制度10年の振り返りや上記検討会等で取り上げられている項目には、既に安定的な運用が行われていると評価できるもののほか、運用の在り方にはなお議論があるが、主な論点が出尽くしている感があるものが見られる一方で、必ずしも議論が十分煮詰まっておらず、裁判員制

度が今後も安定的に運用され、制度導入の趣旨が全うされるためには、引き続き検討することが必要と思われるものも少なくない。また、裁判員制度に限らず、刑事裁判全般にわたって広い視野からの考察を要する課題も残されているように思われる。そこで、本特集企画においては、次の10年あるいはそれ以降も見据えた長期的観点から、裁判員裁判を中心に刑事裁判全般の安定的かつ適正な運用のために重要と思われる項目を取り上げ、検討を加えることとした。

具体的には、裁判員裁判対象事件における公判審理や評議、公判前整理、控訴審などの手続の運用そのものの在り方については、これまでに相当数の議論の蓄積があるため、本特集ではあえて取り上げることはせず<sup>4)</sup>、むしろ、周辺的ではあるが、裁判員制度を支える不可欠の基盤、あるいは同制度をとりまく環境をめぐる諸課題に対して主に目を向ける。即ち、裁判員が円滑かつ適切な形で裁判に参加できるための社会環境の整備といった、参加促進のための方策や、裁判員裁判の安定的運用のための、これに携わる人びとの育成や活動体制の整備などである（但し、これらに関連して、手続運用上の課題にも論が及ぶことはある）。

このような特集企画を考えるに至った契機は、筆者が、裁判員制度に関する座談会<sup>5)</sup>に出席した

1) 最高裁判所事務総局「裁判員制度10年の総括報告書」（2019年5月、裁判所ウェブサイト）。以下「10年総括報告書」という。  
2) 法務省「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」（2019年1月～2020年12月）。以下「法務省検討会」という。筆者は、同検討会に委員として参加する機会を得た。後述するように、本特集企画を発売したきっかけの一つは、同検討会での議論に接したことであるが、本特集企画と同検討会とは直接の関係はなく、また、本稿の記述は、あくまで筆者個人の考えに基づくものである。  
3) 法務省検討会「取りまとめ報告書」（2020年12月、法務省ウェブサイト）28頁。  
4) これらの手続の在り方について、議論の必要性自体を否定するものではない。例えば公判審理の在り方に関し、いわゆる刺戟証拠や取調べの録音録画記録の扱いなどについては、法務省検討会でも活発に議論がなされた（前掲注3）8頁以下参照）が、未だ決着がついているとはいえない。また、犯罪被害者等に対する配慮についても、一層きめ細かな取り組みを行う必要性が指摘されている（前掲注3）19頁以下参照）。  
5) 座談会「裁判員制度10周年を迎えて」法の支配194号（2019年）5頁以下。